

第 433 回神奈川地方最低賃金審議会  
議 事 録

1 日時 令和6年8月21日(水)午前10時00分から午前10時35分まで

2 場所 横浜第2号合同庁舎1階 共用第2会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 栗原敏郎、関口明彦、長谷川幹男、花本こず枝、山本弘

4 議 題

(1) 神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について

(2) その他

### 【事務局：最低賃金係長】

それでは定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況を確認させていただきます。

15名の委員のうち、15名の御出席をいただいておりますので最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきまして会長をお願いいたします。

### 【赤羽会長】

皆さんおはようございます。ただ今から第433回神奈川地方最低賃金審議会を開催します。

本日の議事録の確認は、

私と、

労働者側 阿部委員

使用者側 関口委員

よろしく申し上げます。

さっそく、議題（1）の

「神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出」

について審議に入りたいと思います。

事務局は説明願います。

### 【事務局：最低賃金係長】

神奈川県最低賃金の改正につきましては、8月5日に、時間額1,162円とすることで結審し、答申をいただいたところでありますが、異議申出の公示を昨日まで行ったところ、資料のとおりユーコープ労働組合ほか4団体から異議の申出がありました。

つきましては、本日はまず局長から諮問させていただきます。

(局長から会長へ諮問文手交)

(各委員に諮問文写しの配付)

**【赤羽会長】**

それでは、事務局は読み上げてください。

**【事務局：賃金室長】**

(諮問文の読み上げ)

**【赤羽会長】**

それでは、各団体からの異議申出について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

はい、説明いたします。提出されました異議申出書は全部で5件あります。

4件が労働組合からのもの、1件が使用者団体からのものです。

今お配りしました資料の1の(1)から(5)までになります。

受付順にその要旨について御説明いたします。

1件目はユーコープ労働組合からの異議でございます。

異議の内容の要旨は、生活のためには時間額1,500円以上が必要であるという上部団体とともに行った調査結果を踏まえ、全国一律の最低賃金制度の導入と最低賃金の時間額1,500円以上への改定が必要ということで再審議を求めているものでございます。

異議の理由として、今回の1,162円という神奈川県最低賃金の改定額については過去最高の額であり、そのこと自体は評価できるものの、世界の水準から見れば大きく後れをとっていること、現在の高止まりが予測される物価高騰の中で、最賃額が少額の上昇を繰り返しても根本的な改善につながらないこと、マーケットバスケット方式で行った調査によれば、全国どの地域でもおおよそ時間額で1,500円程度は必要であるという結果であったことから、全国一律の最低賃金制も含めて改めるべきであるというものです。

また、神奈川県のパートタイム労働者比率は全国1の高い水準であり、最低賃金改定の影響率も全国1であるなかで、今回の改定額では物価上昇分で相殺されてしまい、神奈川県内の多くの労働者の生活改善とならないこと、加えて、全国一律最低賃金制度の確立や生計費などのデータの独自算出など本質的な部分の改善を求めているものでございます。

続きまして、2件目は神奈川県労働組合総連合からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、神奈川県最低賃金の1時間1,162円とする改定は不十分であるためさらなる引き上げを行うよう再審議を求めるとともに、実効性のある中小企業支援や全国一律制度を含めた最賃額の地域格差是正のために中央最低賃金審議会などへ要望書の提出を求めるというものです。

理由としては、第1に最低賃金額が法の主旨である生計費を充足していな

いということで、神奈川では物価上昇によって最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しくなっているため、最低賃金の大幅引き上げを求めていること、第2に、価格転嫁の重要性は認識しているものの、具体的な施策に対する議論が十分でないため、議論を深めたうえで関係機関に要望するよう求めていること、第3に、世界各国の最低賃金は多くの国で全国一律であるところ、日本は地域別で定めていることにより、労働者の流出や事業者の公正競争の問題が起きているため、全国一律の最低賃金にするよう神奈川の審議会から発信することを求めています。

3件目は神奈川県タクシー協会からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、今回の答申について、現状の賃金の支払い能力を全く無視しており容認できない、また、隣県との地域間格差の改善の議論が尽くされていない、というものです。

申出の理由として、今回の目安額については、中央最低賃金審議会において労使で議論を重ねて合意がなされたとは言い難いこと、隣県との地域格差の改善とならない目安額の設定となっていることが挙げられております。神奈川県内のタクシー業界において、東京と大きな売り上げ差があるところ東京と1円しか変わらない状況に納得はできないとしております。

タクシー業界の厳しい現状を理解し、最低賃金の改正にあたっては慎重な判断をお願いする、としています。

4件目は川崎労働組合総連合からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、神奈川県最低賃金の1時間1,162円とする改定は不十分であるためさらなる引き上げを行うよう再審議を求めるとともに、具体的な中小企業支援や全国一律制度を含めた最賃額の地域格差是正のために中央最低賃金審議会などへ要望書の提出を求めるといったものです。

理由としては、第1に最低賃金額が法の主旨である生計費を充足していないということで、神奈川では物価上昇によって最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しくなっているため、最低賃金の大幅引き上げを求めていること、第2に、価格転嫁の重要性は認識しているものの、具体的な施策に対する議論が十分でないため、議論を深めたうえで関係機関に要望するよう求めていること、第3に、世界各国の最低賃金は多くの国で全国一律であるところ、日本は地域別で定めていることにより、労働者の流出や事業者の公正競争の問題が起きているため、全国一律の最低賃金にするよう神奈川の審議会から発信することを求めています。

神奈川地方最低賃金審議会の意見は、仕入れ価格を売りに転嫁できな

い現状や地域経済、人手不足の状況や小規模・零細事業所の経営実態を鑑みれば容認できるものではなく現行水準の維持を望む、というものです。

5件目は湘南地域労働組合総連合からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、神奈川県最低賃金の1時間1,162円とする改定は過去最高の引き上げであるものの、日本の最低賃金は先進国の中では極端に低く、全国一律1,500円を要望する、というものです。

各種調査の結果、最低限度の生活を営むための生計費を維持する必要があるが特に非正規雇用の多い神奈川県においては最低賃金の影響率が高いことから、最低でも時間額1,500円以上が必要である、としています。そのうえで、生計費を満たす最低賃金水準や全国一律最低賃金制度の確立、中小企業への具体的な支援策を求めています。

以上でございます。

#### **【赤羽会長】**

ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。

労使それぞれ御意見等をお願いします。

まず労側からの御立場で何かございましたらどうぞ。

#### **【阿部委員】**

私どもからは特段の意見はございません。

#### **【赤羽会長】**

使側委員はいかがですか。

#### **【関口委員】**

労働側からは、わりとあっさりとした感じだったのですが、事前に要望もいただいていたものですから、少しそれを見ながら、我々の数日間にわたる議論の内容を踏まえて皆様に改めて状況を知っていただくという意味も込めまして、少しコメントを述べさせていただきます。

今回、使用者、労働者それぞれの側からの異議申出、問題の内容についてはそれぞれ一定の理解ができる内容であると認識しています。

かいつまんで言いますと、使用者側からは、支払能力を超えた引上げ額であること、そして、地域間の格差是正の不十分さ。労働者側からは、十分に生計費が足りていない額であること、同じく地域間格差の問題、そしてこれは使用者側にとっては、ありがたく応援とも感じられる訳ですが、中小企業への支援の拡充をしっかりと要求すべしという声をいただいた、と受け止めています。

去る7月2日に、我々の議論の冒頭でも申し上げたことでもございますが、最低賃金というのは、法律で決められているものでありまして、その金額を払

えない事業者は違法扱いということになって、存続ができないという非常に重たいものであるというのは皆様御承知のことと思います。

それゆえに、我々も議論の中で、体力のない小規模事業者の倒産、廃業につながるリスクまで鑑みた慎重な議論をお願いしてきた訳でございます。

一方、未曾有の消費者物価高騰の中で労働者の生活を確保する、こちらも大変重要な社会的な大義であるということとは言えると思います。この2つの大きな課題の中で、数日間にわたって真摯な議論の末に至った結論であるということをお改めて強調しておきたいと思えます。

具体的には、今般の目安額 50 円については、いわゆる 3 要素のうち生計費を過分に重視した数字ではないかと、これは使用者側の見解ではございますが、そういったことは申し上げてきました。結果的には、中小零細企業の支払能力を超える額であるということ強く主張してきました。

一方で、労働者側の皆さんが主張されているとおり世界的レベルで見ても日本の最低賃金は低いレベルであり、政府より「早期に 1,500 円へ」という方針が打ち出され、国を挙げて取り組んでいかなければならないという認識も必要というふうに感じているところです。

これを考えたときに、今回の審議はいかに 50 円から引上げ額を下げるかという議論ではなく、50 円をどうやったら実現できるのか、そして、1,500 円という将来目標に向かうためには、つまり、来年も再来年もおそらく 50 円ないしはそれを超える金額を上げなければいけないということが予想される訳ですが、継続的にその最低賃金を上げていくためには、どのような方策が必要なのかという議論に集中した方がより建設的なのではないかという考えに至って、我々として議論をしてきた、このような流れであることを御理解いただきたいと思えます。

昨年、労働側の一部の方から、毎年の答申には毎年毎年同じような文章で「中小企業支援を強く要望」と書いてあるけれども、実際にどう支援されたのか聞いたことがないという指摘をされました。

自分も過去数年分の答申を遡って確認しましたが、大体同じ文章で、コピーかというような文章でございました。私も昨年度からここに加わりましたが、昨年度から、議論の末、答申に「これらの要望事項やこれらの要望事項や中小企業・小規模事業者の支援状況については、審議会において継続的に報告を行い公労使委員で共有を図ること」という一文を入れていただきまして、実際、その後の審議会、そして本年度の審議会でもその御報告はいただいているところでございます。

結果として、助成金申請も前年度の2倍以上となったということで、それが十分かどうかは別として、しっかり効果は出ているのかなということで、労働局の皆様には改めて感謝を申し上げるところでございます。

そして今年度については真摯な議論の結果として、先ほど申し上げた来年再来年も見越した中長期的な支援と、これも従来から連携不足を感じていた訳ですけども、今日神奈川県からの方もいらっしゃいますよね。「県、市町村を含む関係行政機関との連携」、これを答申にしっかり入れていただきました。

そしてさらには、「神奈川働き方改革推進支援センター」などの中小企業のいわゆる「よろず相談窓口」、どこにどう相談すれば、自分の会社が補助金を受けられるか良く分からない、こういう声も多かったものですから、そういうしっかりした機能があるよということを周知徹底してもらいたいということまで最終の答申書に書いていただきました。

その辺が、今回の我々の数日間にわたる議論の結果だということ、まず、御承知おきいただきたいということでございます。

手元にありますけども、去年までの答申書と比べていただければわかりますが、かなり大きく変化をしました。

労側から、今回も具体性がないという御意見もいただきましたが、従前よりもかなり具体的な取組に結びつくような内容が国をはじめとする関係機関に伝わること、これが大事だと思います。国にしっかり要望書を出して欲しいという御意見もありました。我々委員の期待としては、この答申内容に書かれた内容、それをきちんと実行してもらえば、この神奈川県としての議論が国に伝わり、日本全国として1,500円を目指す、という達成するための方策というものが政府を動かして進んでいくのではないかという期待をしているところでございます。

最後にもう1点だけ。今回の報告書の審議経過公益側意見のカ、ホームページにも掲載されており、見ていただければと思いますが、このカに「上記エ及びオについて、関係行政機関が連携するとともに、中長期の視点も含め真に実効性のある取組みとするよう要望する。」とありまして、私としてはここがすごく重要だと思っています。本当に困っている労働者、本当に困っている中小・零細事業者がどこにどれくらいいるのか、これが今回の議論の中でも、ちょっと不十分であったかなと思います。

今後の支援、そして来年度の最賃検討に際して、もう少しその辺のデータや現場でのヒアリング等で真に支援が必要な労働者や経営者に、これを見極めてフォーカスして最低賃金の議論ができればさらに具体性のある支援策が講

じられるのではないかと考えるところでございます。ぜひ今後よろしく願  
いしたいと思います。

あと、地域間格差といわれていますが、これについては言わずもがなです  
が、どうしても神奈川県だけで決められる訳ではありませんので、こちらにつ  
いてはしっかり局の方から中央政府の方へ上げていただいて、日本全体とし  
て、その地域間格差をどうするのかという議論をしていただくべきではない  
かと考えているところでございます。

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。公益委員含め、他にはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

ただ今、労使各側から御意見をいただきましたので、それを踏まえまして、  
まず、地方審議会の枠を超えた意見に対する対応等につきましては、意見要望  
があった事実を中央最低賃金審議会等に伝えることとした上で、その他の部分  
に関しては、今、特に関口委員の方からお話があったかと思えますけれども、  
私どもの今回の結論に関しては十分に議論を重ねてきたところでありませ  
ぬので、結論としては令和6年8月5日付け答申のとおりとするということとし  
たいと思えますがいかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの発声)

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。それでは、本審議会は、神奈川県最低賃金の改正決  
定について、「令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」  
との答申を局長に行いたいと思います。

それでは答申文案を用意願います。

(答申文(案)を各委員に配付)

では確認のため事務局で読み上げてください。

**【事務局：賃金室長】**

(答申文案の読み上げ)

**【赤羽会長】**

この答申文案でよろしいでしょうか。



**【各委員】**

(異議なしの発声)

**【赤羽会長】**

それでは、これで局長に答申します。事務局は用意してください。

**【事務局：最低賃金係長】**

それでは答申文の御用意をいたしますので少しお待ちください。

(答申文を用意し、会長に手交)

(答申文写しを各委員に配布)

**【事務局：最低賃金係長】**

準備整いました。

**【赤羽会長】**

それでは、お渡しします。

(会長から局長へ答申文手交)

**【事務局：最低賃金係長】**

ここで、局長から御礼の御挨拶を申し上げます。

**【局長】**

本日は赤羽会長を始め、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、大変暑い中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

神奈川県最低賃金につきましては、7月から今日まで足かけ2か月にわたり委員の皆様には御審議いただき、また、本日は異議申出に対する答申をいただきました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議結果を踏まえ、私ども神奈川県労働局といたしましては、10月1日の発効に向け、公示等の事務手続を円滑に進めてまいります。

また、改定された最低賃金の積極的な周知に努め、その履行確保を図るとともに、業務改善助成金を始めとする支援策や中小企業・小規模事業者に対する支援策、相談窓口の周知や利用勧奨、加えて、適正な価格転嫁への取組などにつきまして、他省庁や各自治体などとの連携を強化し、全力を挙げて取り組んでまいります。

さらには、中長期的な支援や業務改善助成金等の手続きの簡素化など、厚

生労働省本省に対してもしっかりと要望を伝え、また働きかけをしてまいりたいと考えております。

皆様方には、今後特定最低賃金の御審議をお願いすることとしておりますが、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、改めまして、本日は誠にありがとうございました。

#### 【赤羽会長】

それでは、異議申出につきましては以上としたいと思います。

次の議題（２）その他ですが、事務局で何かありますか。

#### 【事務局：賃金室長】

全国の改正決定状況について、本来であれば資料２に全国の答申状況をまとめた表をお付けするところ、今朝ぎりぎりまで待ったのですが、まだ決定していない県がいくつかございますので、一覧表をお付けすることができません。私の方から分かっている範囲で口頭にて説明したいと思います。

今現在まだ決まっていないのが、岩手、徳島、山形でして、それ以外は全部決まっております。

Aランクは全部目安どおりの50円引上げということになっております。1番最高額は東京都で1,163円、今のところ1番低いのは秋田県の951円となっております。

最高額と最低額の差は212円、比率で81.77%となっております。

去年は、額で220円、比率で80.23%でしたので、額、比率ともに地域格差の改善は少しずつではございますが確実に進んでいる状況です。

今後、順調にいきますと、10月1日を中心に新しい最低賃金額が発効する予定となっております。分かり次第メールで皆様にお伝えしたいと考えております。

続きまして、資料番号3番（1）以降は業務改善助成金など支援策の資料を付けております。3（1）に業務改善助成金の申請数の令和6年7月までの数字ですが、例年より少し増えているということで、次のページの棒グラフをご覧くださいと、8月、9月と増える傾向にあるんですけども、今年も増えるんじゃないかということが予想されます。

3の（2）以降につきましては、重要な資料をお付けしております。先ほどありました、県・市町村と連携を密にしてということころは、今労働局内の関係部署といろいろと話し合いを進めながら具体的などころを進めているところでございます。

私の方からは以上でございます。

**【赤羽会長】**

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。特になければ以上で、本日の議題についての審議は終了いたします。

事務局から、なにか連絡事項等があればお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

従前から御案内しているとおり、本日この後、特別小委員会を予定しております。13時からということで御案内差し上げましたが、引き続き13時を待たずに、少し休憩をはさんで、特別小委員会をこの場で行いたいと思いますので、小委員会の委員の方はお残りいただいて、10時45分から始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**【赤羽会長】**

それでは、以上を持ちもちまして第433回神奈川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

< 閉 会 >